

会長声明

2024年(令和6年)11月21日

当会会員による助成金不正受給について(会長声明)

神奈川県社会保険労務士会

会長 中屋 裕仁

当会元会員が会員登録中に助成金の不正受給を行っておりました。

自らが代表を務めていた事務所に関して、休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金を不正に受給したものです。

当該元会員の非行の内容は、社会保険労務士として絶対に行ってはならないものであり、当会の会員において、このような非違行為が発生したことは、誠に遺憾であるといわざるを得ません。当会は、当該非違行為が惹起されてしまったことを厳粛に受け止め、当会会則に則り厳正に対処いたしました。

今後、今まで以上に倫理研修の受講を徹底させるとともに、職業倫理についてあらゆる機会を通じて注意喚起を行い、会員の職業倫理堅持を徹底してまいります。

このような事態が二度と発生しないよう引き続き努めるとともに、社会保険労務士制度に対する市民の皆様への信頼確保のために全力で取り組んでいく所存です。